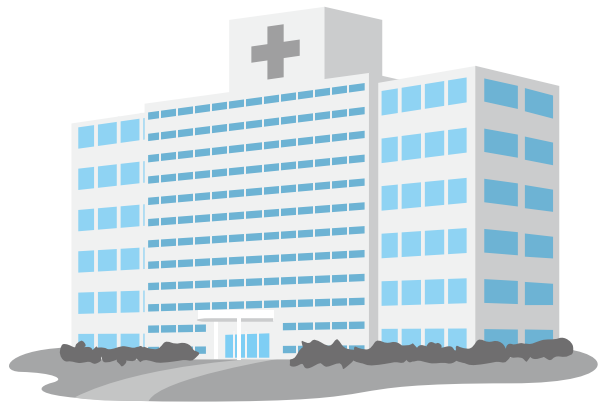


# 医療費の返還について

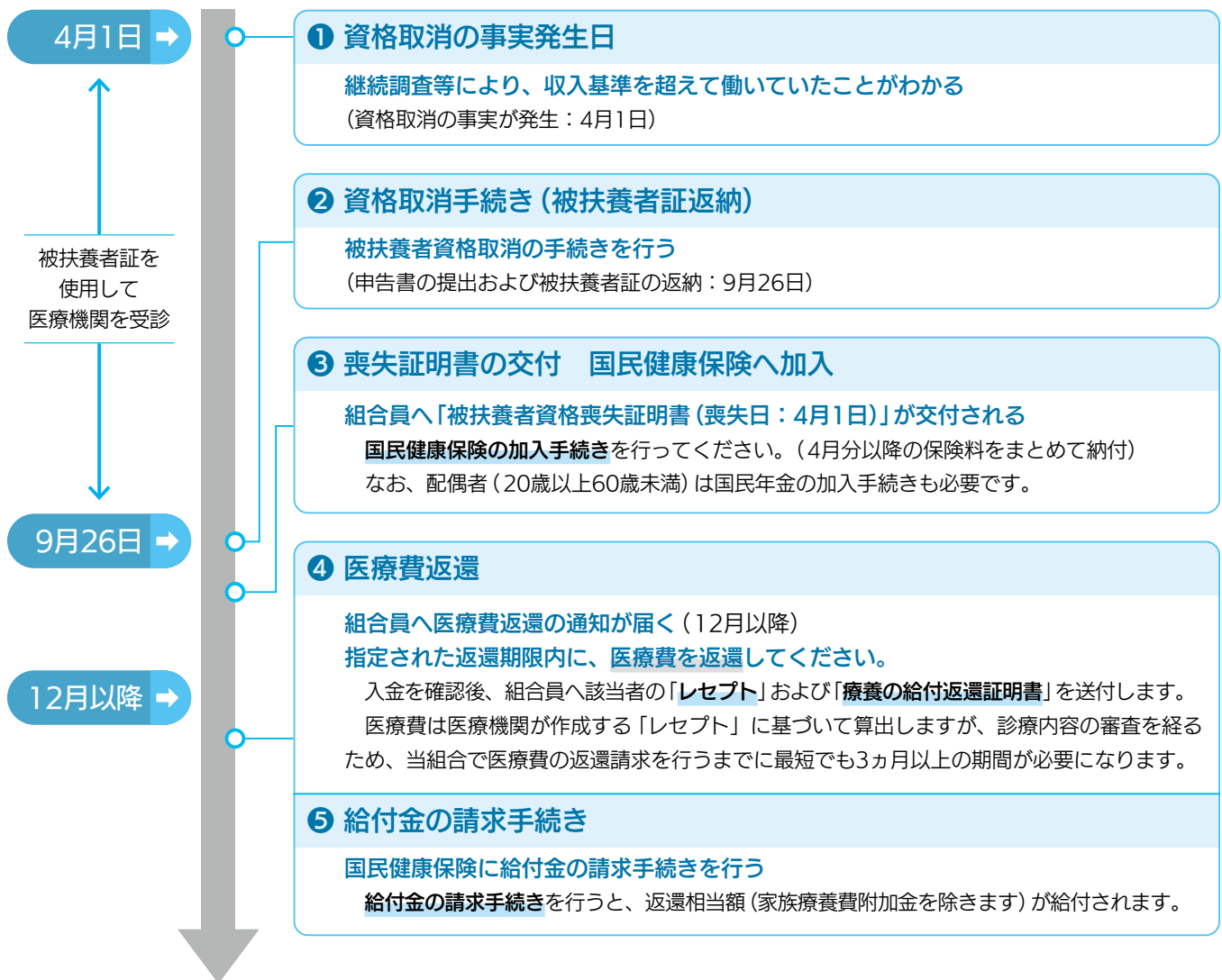
## ～被扶養者の資格をさかのぼって取消したとき～

医療機関で組合員証等を提示して受診する際の医療費は、受診者が一部（3割または2割）を窓口で支払い、その残りを当組合が負担しています。

被扶養者資格を喪失（資格取消）すると当組合の被扶養者証は使用できなくなりますが、その事実発生から喪失の手続きおよび被扶養者証の返納までの間に医療機関を受診した場合は、当組合が負担した医療費を返還していただくことになります。



### 医療費返還のイメージ



このように、さかのぼって資格の喪失および他保険への加入手続きをすると、一時的な支払いとはいえ金銭面の負担が生じます。日頃から被扶養者の収入額を把握しておき、取消の事実が生じたときは速やかに届出をしましょう。

お問い合わせ先

医療健康課 TEL 029-301-1413